

**(仮称)名張市学校給食センター
整備運営事業**

募集要項

令和8年10月2日

名張市

目次

第 1	募集要項の定義	3
第 2	事業概要	4
1	事業名	4
2	事業に供される公共施設の種類	4
3	公共施設の管理者の名称	4
4	事業の目的	4
5	本事業の基本的な考え	4
6	事業の手法	6
7	事業の内容	6
8	事業の実施スケジュール	8
9	法令等の遵守	8
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	事業者選定に関する基本的事項	9
2	応募者の備えるべき参加資格要件	9
3	事業者の募集及び選定の手順	13
第 4	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	20
第 5	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
2	市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	20
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	20
4	金融機関と市の協議（直接協定）	20
5	その他	20
第 6	法制上又は税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	21
第 7	その他特定事業の実施に関し必要な事項	22
1	議会の議決	22
2	応募に伴う費用負担	22
3	募集要項等に関する問合せ先	22

第1 募集要項の定義

本募集要項は、名張市（以下「市」といいます。）が民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」といいます。）に基づく事業（以下「PFI事業」といいます。）として特定事業の選定を行った（仮称）名張市学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」といいます。）に対して本事業を実施する民間事業者を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり、本プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」といい、参加資格審査を通過した者を「参加者」といいます。）を対象に交付するものです。

なお、本募集要項と併せて交付する次に掲げる資料については、本募集要項と一体の資料とし、これら全ての資料を含めて「募集要項等」として定義します。

- ・ 要求水準書
- ・ 事業契約書（案）
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 審査基準
- ・ 様式集

また、本募集要項等と、既に公表している実施方針と相違がある場合は、本募集要項等に規定する内容を優先するものとします。本募集要項等に記載がない事項については、本募集要項等に関する質問に対する回答によることとします。

第2 事業概要

1 事業名

(仮称) 名張市学校給食センター整備運営事業

2 事業に供される公共施設の種類

学校給食センター

3 公共施設の管理者の名称

名張市長 北川裕之

4 事業の目的

市は、「名張市の中学校給食は給食センター方式による実施が望ましい」とした平成29年2月の「名張市学校施設整備の方向性」の検討結果を踏まえ、令和4年度に基本構想を作成しました。また、令和6年2月には、施設の整備に必要な基本的な事項を取りまとめた「名張市中学校給食実施に係る基本計画」を策定し、給食センター方式による全員喫食制の中学校給食を実施するため、(仮称)名張市中学校給食センターの新設を行うこととしました。

その後、市の財政的な課題及び各小学校における給食施設の老朽化を鑑み、中学校のみならず、小学校の給食についても継続して現在の栄養バランスの優れた魅力的な給食をしっかりと守っていくための方策についても併せて検討を行いました。

検討の結果、令和8年5月、中学校のみでなく、維持管理・運営初年度から一部の小学校給食を含めた運営を行うこととし、以降の維持管理・運営期間の中で児童生徒数の変動に伴い給食室の老朽化した小学校から順次集約する給食センターを整備する方針としました。

本事業は、前述の小学校給食の段階的な集約という条件のもと、市の目指す栄養バランスの優れた魅力的な給食の実現を目的とし、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を事業者が一貫して実施することにより、事業者の創意工夫やノウハウが発揮され、効率的かつ効果的な運営環境が創出できるPFI手法を導入し、実施するものです。

5 本事業の基本的な考え

市は、中学校給食において学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）への対応及び効率的な事業運営を実施するため、安全安心な学校給食の継続的な提供に必要な施設整備や、将来の児童生徒数減少など、様々な観点から検討し、令和6年2月に「名張市中学校給食実施に係る基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定した後に令和8年8月に「(仮称)名張市学校給食センター整備運営事業実施計画」（以下「実施計画」といいます。）を作成しました。

市は市内小中学校の児童生徒数の減少及び小学校の給食室における施設設備の老朽化を考慮し、給食センターには順次小学校の給食も集約することとしています。基本計画及び整備運営実施計画に基づく本事業の基本的な考えは以下のとおりです。

ア 安全安心な学校給食の提供

■適切な衛生管理環境・体制の構築

・安全安心な学校給食を提供するため、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）」に基づいた適切な衛生管理環境や体制を構築します。

■食物アレルギー対応

- ・食物アレルギーのある児童生徒に学校給食を提供できるよう、食物アレルギーに対応するための調理施設や体制等を整えます。

イ 栄養バランスの優れた魅力的な学校給食

■小中学生にふさわしい献立

- ・小中学生は心身の成長が著しい時期であることから、健康の増進及び食育の推進を図るために望ましく栄養バランスが取れた献立を提供し、食生活を豊かにします。

■魅力的な学校給食

- ・学校給食によって、必要な栄養素及びエネルギーを効果的に摂取できるよう、味、食感、提供温度に配慮し、旬の食材や素材の持ち味を生かした魅力的な学校給食を目指します。

■手作りを基本とした給食

- ・現在、市立小学校で実施している学校給食と同様に、給食センターにおいても手作り給食（ハンバーグやフライ等）を実施できるよう、調理施設や体制等を整えます。

ウ 持続可能な学校給食の提供

■持続的に安定した学校給食の提供

- ・学校給食サービスの質の確保及び持続的に安定して提供するために適正な事業規模を維持し、官民の適正な役割分担の下で、民間活力の有効活用を目指します。

■SDGs（※）に貢献できる学校給食

- ・学校給食施設は大量にエネルギーを消費する施設であり、調理ごみや残渣等の廃棄物が生じる施設であることに鑑み、ハード・ソフト両面の対策によって、SDGs に貢献できる学校給食の実現を目指します。

（※）SDGs：平成27（2015）年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標

■将来変動にも対応できる学校給食

- ・持続可能な学校給食を実現するため、現在の状況だけでなく、将来起こり得る児童生徒数の増減にも柔軟に対応することができる学校給食施設や体制を整えます。

■災害時における早期復旧、学校給食の早期再開・継続並びに地域貢献

- ・災害時においても学校給食施設の被害を最小限に抑え、早期復旧を可能とし、また、学校給食を早期に再開・継続することができる体制を整備するとともに、食材を含む救援物資や地域防災計画を踏まえ、地域貢献ができる学校給食施設を目指します。

エ 小中学生にとって有効な食育、地産地消の推進、豊かな人間形成

■生きた教材となる学校給食

- ・児童生徒が将来に向けて健康の維持・増進を目的に、正しい食生活の知識を習得し、自分の体に必要な食事を自分で選択できる力を養うことや、食事を通してより良い人間関係を身に付けることができるよう、学校給食を生きた教材とし、健全な食生活の基礎づくりを目指します。

■様々な食体験ができる学校給食

- ・学校給食を通して、行事や季節、多様な文化に触れることができる食体験や食事のマナー等の社会性の育成を目指します。

■地域とつながる学校給食

- ・献立の作成と給食の食材の選定に当たっては、名張市産や三重県産等の地場産の食材や地域の特色のある料理を積極的に取り入れることにより、地域の自然や文化等への理解を深め、郷土を愛する心を育みます。

■食環境を整える学校給食

- ・児童生徒は、家庭によって生活環境が大きく異なるため、学校給食を実施することで成長期の児童生徒の食環境を整えます。

6 事業の手法

本事業はPFI法に基づき市が所有する土地に事業者が施設の整備等を行い、施工後は市に本施設の所有権を移転し、事業者が維持管理・運営等を行うBT0（Build-Transfer-Operate）方式とします。

7 事業の内容

ア 施設概要

- (ア) 事業用地 名張市青蓮寺 2723 番地
- (イ) 敷地面積 約 6,000 m²
- (ウ) 提供食数 1 日当たり最大 3,000 食
- (エ) 対象学校 19 校（中学校 5 校、小学校 14 校^(※)）
- (※) 初年度以降に小学校 14 校を順次配送校に加えていくものとします。

イ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 27 年 7 月末までとします。

なお、当該事業期間終了日以降の本件施設の維持管理及び運営に関しては、必要に応じて事業者の意見を聴取し、市が事業期間内に決定します。

ウ 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとします。

- (ア) 施設整備業務
 - ・ 事前調査業務
 - ・ 設計業務
 - ・ 建設業務
 - ・ 工事監理業務
 - ・ 配送校整備支援業務
 - ・ 調理設備調達業務
 - ・ 調理備品調達業務
 - ・ 食器・食缶等調達業務
 - ・ 事務備品調達業務
 - ・ 配送車調達業務
 - ・ 近隣対応・周辺対策業務
 - ・ 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務
 - ・ 中間検査・竣工検査及び引渡し業務
 - ・ その他施設整備業務を実施する上で必要な関連業務
- (イ) 開業準備業務
 - ・ 各種設備、備品等の試運転
 - ・ 什器備品台帳、調理設備台帳の作成
 - ・ 開業準備業務期間中の施設の維持管理

- ・ 本件施設及び運営備品の取扱いに対する習熟
 - ・ 従業員等の研修
 - ・ 調理、配送、回収のリハーサル
 - ・ 給食提供訓練業務
 - ・ 試食会の開催支援
 - ・ パンフレットの作成
 - ・ 映像紹介資料の作成
 - ・ その他開業準備業務を実施する上で必要な業務
- (ウ) 維持管理業務
- ・ 建築物保守管理業務（建築物の修繕業務を含みます。）
 - ・ 建築設備保守管理業務（建築設備の修繕業務を含みます。）
 - ・ 調理設備保守管理業務（調理設備の修繕業務を含みます。）
 - ・ 各種備品保守管理業務（事務備品の修繕・補充業務を含みます。）
 - ・ 清掃業務
 - ・ 警備保安業務
 - ・ 外構等保守管理業務（外構等の修繕業務を含みます。）
 - ・ 長期修繕計画作成業務
 - ・ その他維持管理業務を実施する上で必要な関連業務
- (エ) 運営業務
- ・ 食材検収補助・保管業務
 - ・ 調理業務（アレルギー対応食を含みます。）
 - ・ 配送・回収業務
 - ・ 配膳業務
 - ・ 洗浄消毒等・廃棄物処理業務
 - ・ 運営備品保守管理業務（調理備品の修繕・補充業務を含みます。）
 - ・ 衛生管理業務（従事者の健康管理を含みます。）
 - ・ 食育支援業務
 - ・ 広報支援業務（見学者対応支援を含みます。）
 - ・ その他運営業務を実施する上で必要な業務
- (参考) 運営に関して市が実施する業務は次のとおり。
- ・ 献立作成・栄養管理業務
 - ・ 衛生管理点検業務
 - ・ 食材調達業務
 - ・ 食材検収業務
 - ・ 食数調整業務
 - ・ 調理指示業務
 - ・ 広報業務
 - ・ 食育業務

エ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は以下のとおりであり、原則として市が事業者からサービスを購入する形態の事業です。

- (ア) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価の一部として、あらかじめ定める額を施設整備一時支払金（サービス対価 A1）として事業者に支払います。
- (イ) 市は、事業者が実施する施設整備業務への対価について、(ア)の施設整備一時支払金を控除した額を割賦料（サービス対価 A2）として維持管理・運営期間に渡り割賦方式（元利均等方式）により、事業者に支払います。
- (ウ) 市は、事業者が実施する施設の維持管理及び運営の対価を維持管理・運営期間にわたって事業者に支払います。なお、対価の金額は、物価変動に基づき、見直しを行います。
- (エ) 維持管理及び運営の対価は、固定料金（サービス対価 B）と変動料金（サービス対価 C）で構成するものとします。固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備及び車両調達並びに提供食数に関係なく生じる人件費等に係る費用を含み、変動料金には提供食数に応じて変動する調理人件費等に係る費用を含むことを想定していますが、詳細については事業契約書（案）で提示します。

8 事業の実施スケジュール

ア 優先交渉権者の決定	令和 9 年 2 月末
イ 事業契約の締結	5 月
ウ 本件施設の設計・建設	事業契約締結日～令和 11 年 6 月末
エ 本件施設の引渡し	令和 11 年 7 月
オ 開業準備期間	7 月初め～8 月末
カ 維持管理・運営期間	9 月 1 日～令和 27 年 7 月末（約 16 年間）

9 法令等の遵守

本事業を実施するに当たっては、関係法令等を遵守することとします。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定に関する基本的事項

(1) 選定方式

本事業を実施する事業者には、設計・建設段階から維持管理・運営段階までの各業務を通じて、高い技術力、事業マネジメントのノウハウや効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い技術的能力及び総合力が必要となります。したがって、事業者の募集及び選定に当たっては、費用のみならず技術提案を重視する「公募型プロポーザル方式」により行うものとします。

(2) 選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、学識経験者及び市職員等から構成する「(仮称)名張市中学校給食センター整備運営事業者選定委員会」(以下「選定委員会」といいます。)を設置します。選定委員会では、事業者からの提案の審査及び評価を行います。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、本件施設を設計する企業(以下「設計企業」といいます。)、本件施設を建設する企業(以下「建設企業」といいます。)、本件施設の工事監理を実施する企業(以下「工事監理企業」といいます。)、本件施設を維持管理する企業(以下「維持管理企業」といいます。)、及び本件施設を運営する企業(以下「運営企業」といいます。)を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし(以下グループを構成する者を「構成員」といいます。)、グループの代表企業を定めます。この場合、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とします。

なお、設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、少なくとも以下の業務を実施するものとします。(当該業務以外の業務を実施する企業は、以下「その他企業」といいます。)

(ア) 設計企業：施設の設計業務

(イ) 建設企業：施設の建設業務

(ウ) 工事監理企業：工事監理業務

(エ) 維持管理企業：建築物保守管理業務、建築設備維持管理業務

(オ) 運営企業：調理業務、洗浄等処理業務、衛生管理業務

また、その他企業として、必要に応じて構成員に、調理設備調達・搬入設置業務、配送・回収業務、廃棄物処理業務又は資金調達・事業マネジメントを行う企業等を含めることもできます。

イ 同一の企業が複数の業務を実施することができますが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面で関係のある者若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできません。「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50以上の株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいいます。以下同じ。)

ウ 応募者の構成員は以下の定義により分類されます。

(ア) 代表企業：特別目的会社(以下「SPC」といいます。)から直接業務の受託又は請負

をし、かつS P Cに出資する企業のうち、構成員を代表し、応募手続を行う者

(イ) 構成企業：S P Cから直接業務の受託又は請負をし、かつS P Cに出資する企業

(ウ) 協力企業：S P Cから直接業務の受託又は請負をし、かつS P Cには出資しない企業

エ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできません。ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者の構成員が、事業者の業務等を支援又は協力することは可能とします。

オ 応募者は、市との仮契約の締結までに、市内にS P Cを設立し、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとします。S P Cは、会社法の定める株式会社とします。

カ 代表企業及び構成企業以外の者がS P Cの出資者となることは可能ですが、全事業期間において、当該出資者による議決権保有割合は全体の50%未満とします。また、S P Cの株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはなりません。

キ 応募者の構成員は、S P Cから受託し、又は請け負った業務の一部について、第三者に委任し、又は下請負人を使用することができますが、その際は、当該委任又は請負に係る契約を締結する前に市の承諾を得るものとします。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して設計業務を実施する場合は、全ての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

(ア) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

(イ) 「名張市入札参加資格者名簿」において、「建築一般」の登録があること。

(ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築かつ延床面積が1,900㎡以上の公共施設(平成28年4月以降に竣工したものに限りです。)の実施設計を完了した実績を有していること。

(エ) ドライシステムの学校給食センター(学校給食法(昭和29年法律第160号)に定める義務教育諸学校の共同調理場をいいます。以下同じ。)の実施設計を元請として完了した実績を有していること。

(オ) HACCP^(※)対応施設に対する相当の実績等を有していること。

(※) HACCP:食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法

イ 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して建設業務を実施する場合、全ての企業が(ア)及び(イ)の要件を満たし、かつ、少なくとも1者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 「名張市入札参加資格者名簿」において、「建築一式工事」の登録があり、市内に主たる営業所（本社・本店のことをいいます。）を有している企業（以下「市内企業」といいます。）にあっては令和 8 年度の名張市の条件付き一般競争入札の格付けがランク 1 であり、それ以外の者にあっては建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。）の結果において建築工事一式の総合評定値が 1,000 点以上であること。
- (ウ) 平成 28 年 4 月以降に新築かつ延床面積が 1,900 m²以上の公共施設の施工実績を有していること。なお、JV^(※)で施工した場合、JV の構成員数が 3 者以上で 20%以上出資した者、2 者で 30%以上出資した者については施工実績とみなす。

(※) JV:複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体

ウ 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次の全ての要件を満たしていること。なお、複数の企業で共同して工事監理業務を実施する場合、全ての企業が（ア）及び（イ）の要件を満たし、かつ、少なくとも 1 者は全ての要件を満たしていること。

- (ア) 建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (イ) 「名張市入札参加資格者名簿」において、「建築一般」の登録があること。
- (ウ) 市又は国、県若しくは他の地方公共団体が発注した新築かつ延床面積が 1,900 m²以上の公共施設（平成 28 年 4 月以降に竣工したものに限り。）の工事監理実績を有していること。
- (エ) ドライシシステムの学校給食施設又は民間調理施設の工事監理実績を有していること。

エ 運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の全ての要件を満たしていること。

- (ア) 「名張市入札参加資格者名簿」において、「給食業務」の登録があること。
- (イ) ドライシシステムの学校給食施設又は大量調理施設衛生管理マニュアルの適用施設、かつ 3,000（食/日）以上の提供能力のある施設の運営実績を有していること。

オ 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件を満たしていること。

「名張市入札参加資格者名簿」の登録があること。

カ その他企業の参加資格要件

その他企業は、次の要件を満たしていること。

業務を行うに当たり必要な資格、許可等を取得している又は取得予定であること。

(3) 構成員の制限

次に該当する者は、応募者の構成員となることはできません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 「名張市建設工事等資格停止措置要領」（平成 7 年告示第 48 号）に基づく資格停止措置を公募の開始から選定のための提案内容のヒアリングを行う日までの期間受けている者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立をしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立をしている者（ただし、手続開始の決定を受けた者で、所定の手続に基づく再認定等を受けている場合を除きます。）

エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立がなされている者

オ 法人税、消費税、法人事業税又は法人市民税を滞納している者

カ 次の（ア）から（カ）までのいずれかに該当する者

（ア） 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。

（イ） 暴力団（法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（ウ） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（エ） 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（オ） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（カ） 本事業に必要な契約の締結に当たり、その相手方が（ア）から（オ）までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又は当該者と資本面若しくは人事面において関係がある者

※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりです。

- ・株式会社 長大
- ・はぜのき法律事務所

ク 市が本事業のために設置する選定委員会の委員又は当該委員と資本面若しくは人事面において関係がある者

ケ P F I 法第 9 条に示される欠格事由に該当する者

（4）地域経済への配慮

構成企業又は協力企業には、可能な限り市内企業を加えるように努めるとともに、事業期間中に、必要な物資・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の活性化を図ることとします。

なお、市内企業の起用や地域経済の振興に対する取組について具体的な提案をした事業者については、審査において加点評価の対象となります。

3 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりとします。

令和8年10月2日（金）	特定事業の選定・公表 民間事業者の公募及び募集要項等の公表
10月19日（月）	募集要項等に関する質問の受付締切
10月23日（金）	参加表明書、参加資格審査申請書類の受付締切
11月4日（水）	募集要項等に関する質問の回答
11月4日（水）	参加資格審査結果の通知
11月16日（月）～ 11月20日（金）	募集要項等に関する対面対話の実施
令和9年1月15日（金）	提案書類の受付締切
2月下旬頃	提案書類に関する民間事業者ヒアリング等
2月下旬頃	優先交渉権者の決定及び公表
3月中旬頃	基本協定の締結 仮契約締結
5月中旬頃	事業契約締結

(2) 応募手続等

応募者は、以下の手続等を確認の上、必要な手続を行うこととします。

ア 貸与資料の提供

市は、事業用地周辺の地質調査データと事業用地周辺整備に関する図面を提供します。

項目	内容
受付期間	令和8年10月2日（金）～令和9年1月15日（金）まで
受付時間	9：00～16：30
受付場所	「第7.3. 募集要項等に関する問い合わせ先」を確認してください。
受取方法	事前に担当部署に連絡し、受取時間の予約を行ってください。 受取の際は要求水準書巻末の申請書に必要事項を記載の上、担当部署に提出してください。

イ 募集要項等に関する質問の受付

市は、募集要項等の内容等に関する質問を受け付けます。

(ア) 受付期間

令和8年10月19日（月）まで

(イ) 提出方法

質問・意見の内容を簡潔にまとめ、様式 1-1 に記入の上、E-mail にファイル（Microsoft Excel 形式）を添付して提出してください。

(ウ) 提出先

「第7.3. 募集要項等に関する問い合わせ先」を確認してください。

ウ 募集要項等に関する質問の回答

募集要項等に関する質問の回答を、令和 8 年 11 月 4 日（水）に市ホームページにおいて公表予定です。

エ 参加資格申請書類の受付期間・提出場所及び方法

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類（様式 2 及び様式 2-1～様式 2-14）を市に提出し、参加資格の審査を受けてください。なお、期限までに参加資格申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は参加することはできません。

（ア）受付期間

令和 8 年 10 月 19 日（月）から 10 月 23 日（金）（9 時～16 時 30 分）

（イ）提出場所

「第 7. 3. 募集要項等に関する問い合わせ先」を確認してください。

（ウ）提出方法

参加資格申請書類は、提出場所へ持参してください。郵便、信書便、電子メール等による申請は受け付けません。

（エ）その他

参加資格申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。また、市は提出された参加資格申請書類を参加資格の審査以外の目的で提出者に無断で使用しません。

オ 参加資格申請書類の作成

参加資格申請書類は、様式集に定めるところに従い作成してください。

カ 参加資格審査結果の通知

参加資格の審査結果通知は、参加資格申請書類を提出した者に対して、書面により令和 8 年 11 月 4 日（水）までに通知します。

キ 参加資格がないとされた場合の扱い

参加資格の審査により、参加資格がないとされた者は、参加資格がないと判断された理由について、書面により次のとおり説明を求めることができます。

（ア）受付日時

令和 8 年 11 月 4 日（水）～令和 8 年 11 月 11 日（水）

土曜日、日曜日を除く 9 時～16 時 30 分

（イ）提出場所

「第 7. 3. 募集要項等に関する問い合わせ先」を確認してください。

（ウ）提出方法

説明要求として様式 2-15 を提出場所へ持参してください。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けません。

（エ）回答

令和 8 年 11 月 18 日（水）

ク 参加者等の構成

参加資格確認後は、参加者の構成員の変更及び追加は原則として認めません。

ケ 参加を辞退する場合

参加資格申請書類提出以後、参加者が参加を辞退する場合は、様式集（様式 2-17）を提案書類の受付締切までに提出場所（「第 7. 3. 募集要項等に関する問合せ先」を確認してください。）に持参し提出してください。

コ 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格申請書類の提出日とします。

サ 参加資格の確認基準日以降の取扱い

（ア）参加資格を有するとの確認を受けた参加者に属する構成員が、提案書及び提案金額の提出時まで、参加資格要件に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合（以下「指名停止等に該当する場合」という。）は、参加することはできません。

ただし、参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合、参加者は市と協議を行うこととします。協議の結果、当該構成員の除外及び変更について市が認めた場合に限り、引き続き参加資格を有効とすることがあります。

（イ）提案書及び提案金額の提出後から優先交渉権者の決定日までに、構成員が指名停止等に該当する場合には、当該参加者は失格とします。

ただし、参加者の代表企業以外の構成員が指名停止等に該当する場合で、その理由がやむを得ないと市が認めた場合には、参加者は、市が別途指定する期間内に、当該構成員を除外又は変更し、かつ、提案内容の継続性を担保するために必要な手当てを行います。

その内容を市が承認した場合に限り、優先交渉権者選定のための審査の対象とすることがあります。

シ 募集要項等に関する対面対話の実施

市の意図と参加者の解釈との間に齟齬が生じないようにすることを目的に、募集要項等に関する対面対話を次のとおり開催し、事業の内容、募集及び選定に関する事項等について、意見交換を行います。なお、対面対話の内容は、原則として非公開とします。

参加を希望する者は、次のとおり市に申請してください。

項目	内容
開催日	令和 8 年 11 月 16 日（月）午後～令和 8 年 11 月 20 日（金）
実施会場	名張市役所（予定）
参加申込期限	令和 8 年 11 月 10 日（火）16 時 30 分まで
参加申込方法	参加申込書（様式 1-2）、対面対話確認事項（様式 1-3）に必要事項を記入の上、電子メールにて提出してください。
申込先	「第 7. 3. 募集要項等に関する問い合わせ先」を確認してください。
備考	・令和 8 年 11 月 13 日（金）に開催日時や実施要領等を電子メールにて通知します。 ・募集要項等の資料は配布しないため各自で用意してください。 ・参加者は参加グループの構成員として構成される予定であるグループごとに行うものとします。 ・参加人数は 1 グループ 15 名までとします。 ・参加申込書に記載した者以外の者の参加は認めません。 ・同一グループが複数回参加することは不可とします。

ス 提案資料及び提案金額の受付日時・提出場所及び方法

(ア) 受付日時

令和9年1月8日(金)から令和9年1月15日(金) (9時～16時30分)

(イ) 提出場所

「第7. 3. 募集要項等に関する問い合わせ先」を確認してください。

(ウ) 提出方法

提案資料及び提案金額を提出場所へ持参してください。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けません。

提案金額は、代表企業の商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんしてください。

セ 参加にあたっての留意事項

(ア) 募集要項の承諾

事業者は、募集要項の記載内容を承諾の上、参加してください。

(イ) 費用負担等

提案資料及び提案金額の作成並びに提出等に関し必要な費用は、全て参加者の負担とします。

(ウ) 提案資料及び提案金額の提出方法

提案資料及び提案金額は、様式集に定めるところにより作成し、様式集に定める部数を提出してください。

なお、提案資料及び提案金額の提出にあたっては、参加資格の審査結果通知書の写しを必ず持参してください。

(エ) 参加代理人等

事業者は、代理人をして参加させるときは、その委任状を様式集に定めるところにより作成し、提出場所に持参してください。

(オ) 参加の棄権

参加資格を有する参加者が、提案資料及び提案金額の提出期限までに当該書類を提出しない場合は、棄権したものとみなします。

(カ) 提案限度額

6,068,318,000 円 (税抜)

提案限度額は、金利変動及び物価変動による増減額を除く額です。

なお、消費税及び地方消費税を加えた額は、6,670,826,000 円を超えないでください。

(キ) 提案金額の記載

提案金額は、様式 3-2 の「提案金額」に記載してください。この際の計算の前提となる金利水準は以下のとおりとし、物価変動率は見込まないものとします。

支払金利の算出にあたっては、元利均等払いを前提とする支払金利によって算出し、支払金利は基準金利と応募者の提案による利ざや(スプレッド)の合計とします。基準金利は、本事業の予算策定にあたって参照した日(令和8年6月26日)の Refinitiv(登録商標)より提供されている15時30分現在の東京スワップレファレンスレート(TONA 参照)として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 15 年もの(円/円)金利スワップレートとして「2.840」とします。なお、TONA TSR の提供が初動期であるため、上記規定において使用している用語が今後変更されることも想定されます。定義が変わらない場合は適宜読み替えるものとしますが、変わる場合は協議の上、市が取り扱いを決定します。

(ク) 一時支払金

市は、事業者が実施する本件施設の設計・建設業務の対価として、下式より算定される本件施設の引渡し後に一括で支払う一時支払金「サービス対価 A1」と、本件施設の引き渡し後から本事業期間の終了までの間割賦で支払う「サービス対価 A2」に分けて事業者を支払います。

一時支払金（サービス対価 A1）＝財源①＋財源②＋財源③＋財源④

項目	金額（円）
財源①	293,500,000 円
財源②	264,100,000 円
財源③	774,900,000 円
財源④	（事業者が提案する工事費※－1,332,500,000）

※ 事業者が提案する工事費は消費税及び地方消費税相当額（10%）を含みます。

なお、事業者が提案する工事費の内訳は様式集のうち、様式 3-4 の費目 2（実施設計）、3、4、5、6、7、8、9、10、13、14 とします。

なお、実際に事業者を支払う一時支払金は、学校施設環境改善交付金の単価等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合があります。この場合に金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合、事業者の負担とします。また、当該一時支払金が変更となった場合、サービス対価 A2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価 A2 に合わせて割賦手数料を調整します。

(ケ) 提案金額算定用年間提供給食数

提案金額の算定にあたっては、以下の年度毎の食数等に基づいて算出してください。

なお、年間給食提供日数を約 180 日とします。

年度	配送校の児童生徒及び教職員数
令和 11 年度	2,887
令和 12 年度	2,885
令和 13 年度	2,977
令和 14 年度	2,979
令和 15 年度	2,808
令和 16 年度	2,662
令和 17 年度	3,014
令和 18 年度	2,946
令和 19 年度	3,003
令和 20 年度	2,935
令和 21 年度	2,967
令和 22 年度	2,903
令和 23 年度	2,838
令和 24 年度	2,969
令和 25 年度	2,902
令和 26 年度	3,003
令和 27 年度	2,937

(コ) 本事業に関する提案内容を記載した審査資料の取扱い

a 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、市は事業者及び事業者を選定されなかった応募者と協議のうえ、事業者の提案書類の一部又は全部を無償で利用できるものとします。また、事業者以外の提案書類については、本事業の公表以外には使用しません。

b 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負うものとします。

c 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、事業者選定に係る検討以外の目的で使用することはできません。

d 複数提案の禁止

参加者は、1つの提案しか行うことができません。

e 提案金額類の変更禁止

提案金額類の変更はできません。ただし、提案資料における誤字等の修正についてはこの限りではありません。

(サ) 使用言語、単位及び時刻

参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(シ) 契約保証金

設計・建設期間については、契約締結後、速やかに施設整備費相当額（割賦金利を除き、消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとします。維持管理・運営期間については、本件施設引渡日までに、1年分の維持管理・運營業務費相当額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の契約保証金を納付するものとします。

なお、契約保証金の納付は、これに代わる担保の提供をもって代えることができるものとし、詳細については、事業契約書（案）に記載します。

ソ 優先交渉権者の決定方法等

優先交渉権者の決定方法は公募型プロポーザル方式とし、審査は「参加資格審査」、「提案内容審査」の二段階に分けて実施します。なお、詳細は審査基準を参照してください。

(ア) 選定委員会の設置と評価

市は、事業者の選定を公平かつ適正に実施するため、選定委員会を設置します。選定委員会は、事業者提案の審査及び評価を行います。

(イ) ヒアリングの実施

選定委員会は提案内容の説明を求めるため、参加者にヒアリングを行います。なお、詳細な日時等については、別途、参加者に対して通知するものとします。

(ウ) 優先交渉権者の決定及び公表

a 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉権者を決定します。

b 結果及び評価の公表

市は、選定委員会における審査結果を取りまとめて、各参加者に書面にて通知後、市のホームページ等で公表します。

c 優先交渉権者を決定しない場合の措置

優先交渉権者の決定に係る手続きにおいて、最終的に参加者がいない、あるいはいずれの参加者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、優先交渉権者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を市のホームページ等で速やかに公表します。

タ 契約に関する基本的な考え方

(ア) 基本協定の締結

市は優先交渉権者の構成員と基本協定を締結します。

ただし、優先交渉権者の代表企業以外の構成員が基本協定締結時までの間に指名停止等に該当する場合には、市は基本協定の締結にあたり、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合があります。

(イ) SPCの設立

優先交渉権者である参加者の構成員は、本事業を実施するため、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態で市内に設立するものとします。市は、優先交渉権者である参加者の構成員と基本協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、優先交渉権者である参加者の構成員が設立したSPCと事業契約を締結します。

なお、代表企業及び構成企業の議決権は全体の50%を超えるものとします。また、代表企業は出資者の中で最大の出資を行うものとします。

構成員は、本事業が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはなりません。

(ウ) 事業契約の締結

市は優先交渉権者である参加者の構成員が設立するSPCと仮契約を締結します。

仮契約は、市議会において本事業の契約締結に係る議決を得た場合に本契約となります。ただし、優先交渉権者である参加者の代表企業以外の構成員が本契約までの間に指名停止等に該当する場合には、市が別途指定する期間内に、当該構成員に代わって、参加資格を有し、かつ市が認める構成員の補完を求める場合があります。

なお、市は優先交渉権者の事由により本契約を締結できない場合は、基本協定に規定する違約金を請求することがあります。

SPCは、本契約後速やかに契約保証金の納付等（履行保証保険の付保により、契約保証金の免除が認められた場合には、本契約後速やかに当該履行保証保険に加入しなければなりません。）をしなければなりません。

(エ) 事業契約書の内容変更

SPCとの契約に際し、事業契約書の内容変更は行いません。ただし、契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことは可能です。

(オ) 事業契約書作成費用

事業契約書の検討に係るSPC側の弁護士費用、印紙代など、事業契約書の作成に要する費用は、事業者の負担とします。

(カ) SPCの事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、SPCは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。

第4 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意を持って協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的措置に従います。

また、事業契約に関する紛争については、名張市役所の所在地を管轄する裁判所を合意による第1審の専属管轄裁判所とします。

第5 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置を取ることとします。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して、是正指示又は是正勧告等を行い、一定期間内に改善策の提出又は実施を求めることができます。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、市は、サービスの対価の減額又は支払停止措置を取ること、又は、事業契約を解約することができます。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解約することができます。
- (3) 前号の規定により市が事業契約を解約した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合は、事業者は、事業契約を解約することができるものとします。
- (2) 前号の規定により事業者が事業契約を解約した場合は、市は、事業者に生じた損害を賠償するものとします。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者の双方は、事業継続の可否について協議することとします。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、市及び事業者は、事業契約を解約することができるものとします。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業が適正に履行されるよう、一定の重要事項について、必要に応じて、事業者に資金提供を行う金融機関と市で協議し、直接協定を締結します。

5 その他

その他事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書（案）に定めます。

第6 法制上又は税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

P F I 法に規定する法制上又は税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、市は、事業者がそれらの措置又は支援を受けることができるよう努めます。

また、市は、本事業に係る交付金及び地方債等を充当することを想定しているため、事業者は、当該交付金又は地方債の起債の申請等に必要な書類等の作成及び支援を行うこととします。

第7 その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

市は、債務負担行為の設定に関する議案を令和8年9月定例議会に提出、事業契約の締結に関する議案を早期に議会に提出する予定です。

2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とします。

3 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、次のとおりとします。

担当部署：名張市教育委員会事務局 教育総務室

所在地：三重県名張市鴻之台1番町1番地

メールアドレス：kyouiku@city.nabari.lg.jp

※ lg の l はイチではなくエルです。

電話：0595-63-7873